

宇治市監査委員公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 30 年 9 月 19 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
水谷 修

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成29年度市長公室の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成30年6月1日から平成30年7月20日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、市長公室秘書広報課、人事課及び職員厚生課における事務事業のうち、主として平成29年4月1日から平成30年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

広告料収入状況（秘書広報課）

交際費支出状況（秘書広報課）

補助金支出状況（秘書広報課）

委託料支出状況（秘書広報課・人事課・職員厚生課）

負担金支出状況（人事課・職員厚生課）

備品管理状況（人事課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

## 1 秘書広報課

- (1) 広告料収入状況について  
特になし。
- (2) 交際費支出状況について  
特になし。
- (3) 補助金支出状況について  
特になし。
- (4) 委託料支出状況について  
特になし。

## 2 人事課

- (1) 委託料支出状況について  
特になし。
- (2) 負担金支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
実地調査において確認することができない備品が見受けられた。速やかに改善され、適正な備品管理に努められたい。

## 3 職員厚生課

- (1) 委託料支出状況について  
特になし。
- (2) 負担金支出状況について  
特になし。